

令和 2 年

第 4 回西原村臨時会会議録

令和 2 年 1 1 月 2 7 日

令和 2 年 1 1 月 2 7 日

熊本県阿蘇郡西原村議会

令和2年第4回臨時会会期日程表

月 日	曜	開 議 時 刻	区 分	日 程	備 考
1 1 月 2 7 日	金	午前 1 0 時	本会議	<ul style="list-style-type: none">・開会・会期の決定・村長提案理由説明・議案審議 (議案第102号)	

提 出 議 案 等

(令和2年11月27日提出)

(村長提出議案)

議案第102号 西原村一般職の職員の給与に関する条例及び西原村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

目 次

第1号（11月27日）

議事日程第1号	1
応招議員氏名	2
出席議員氏名	3
事務局職員出席者	3
説明のため出席した者の職氏名	4
開会・開議	5
日程第 1 会議録署名議員の指名について	5
日程第 2 会期の決定について	5
日程第 3 村長提案理由説明（議案第102号）	5
日程第 4 議案第102号 西原村一般職の職員の給与に関する 条例及び西原村長等の給与及び旅費 に関する条例の一部を改正する条例 の制定について	6
閉 会	8
署 名	9

第 1 号 (1 1 月 2 7 日)

令和2年第4回西原村議会臨時会会議録

令和2年11月27日、令和2年第4回西原村議会臨時会が西原村役場に召集された。

令和2年11月27日（金曜日） 議事日程第1号

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 村長提案理由説明（議案第102号）
- 日程第 4 議案第102号 西原村一般職の職員の給与に関する条例及び西原村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1、応招議員 (10名)

1 番	尾 崎 幸 穂 君
2 番	高 本 孝 嗣 君
3 番	小 城 保 弘 君
4 番	堀 田 直 孝 君
5 番	坂 本 隆 文 君
6 番	中 西 義 信 君
7 番	西 口 義 充 君
8 番	上 野 正 博 君
9 番	宮 田 勝 則 君
10 番	山 下 一 義 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

1 番	尾 崎 幸 穂 君
2 番	高 本 孝 嗣 君
3 番	小 城 保 弘 君
4 番	堀 田 直 孝 君
5 番	坂 本 隆 文 君
6 番	中 西 義 信 君
7 番	西 口 義 充 君
8 番	上 野 正 博 君
9 番	宮 田 勝 則 君
10 番	山 下 一 義 君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	米 口 三喜男 君
議会事務局書記	松 永 政 範 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村 長	日 置 和 彦 君
副 村 長	目 床 順 司 君
総務課長	須 藤 博 君

○議長（山下一義君）皆さん、おはようございます。

本日は全員出席であります。

第4回の臨時会が招集されましたところ、定足数に達しておりますので、令和2年第4回西原村議会臨時会を開会します。

ただいまから本日の会議を開きます。本日の会議は、お手元に配付の議事日程第1号のとおり行います。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番議員、坂本隆文君、6番議員、中西義信君を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山下一義君）異議なしと認め、よって会期は、本日1日限りに決定しました。

日程第3、村長に提案理由の説明を求めます。

（村長 日置和彦君 登壇 説明）

○村長（日置和彦君）おはようございます。

令和2年第4回西原村議会臨時会の招集をお願いしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともに大変ご多忙の中、全員のご出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、今回の臨時会は、西原村一般職の職員の給与に関する条例及び西原村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてお願いするものでございます。

事務手続を考慮し、どうしても早急に議会の議決が必要となりました。議員各位には、ご多忙とは存じますが、臨時会をお願いしましたところであります。ご理解をいただきたいと思っております。

それでは、提案理由の説明をさせていただきます。

議案第102号、西原村一般職の職員の給与に関する条例及び西原村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

人事院の職員の給与改定に関する勧告に鑑み、職員の期末手当の支給率の改定を行う必要がございます。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

以上、本臨時会におきましては、議案1件を提案させていただきました。

議員各位におかれましては、慎重審議の上、ご承認、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（山下一義君）以上で、村長の提案理由の説明は終わりました。

日程第4、議案第102号、西原村一般職の職員の給与に関する条例及び西原村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 須藤 博君 登壇 説明）

○総務課長（須藤 博君）おはようございます。

議案第102号についてご説明いたします。

議案第102号、西原村一般職の職員の給与に関する条例及び西原村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村一般職の職員の給与に関する条例及び西原村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和2年11月27日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由でございます。

人事院の職員の給与改定に関する勧告に鑑みまして、地方公務員法第24条第2項の規定に基づき、職員の期末手当の改定を行う必要がございます。これがこの議案を提出する理由でございます。

ここから、皆様にお配りしております別紙により説明させていただきます。

西原村一般職の職員の給与に関する条例及び西原村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（案）の概要をご覧ください。

初めに、条例改正の趣旨でございます。

本年10月7日に人事院は、国会及び内閣に対しまして、国家公務員に係る給与の期末手当の支給率の引下げの勧告を行っております。これを受けまして、政府においては、人事院勧告どおりの実施を閣議決定し、給与法改正案を提出しております。国においては、給与法が改正され公布されます。

本村におきましても、地方公務員法第24条第2項の国等の職員給与との均衡の原則の規定に基づき、国家公務員の給与法改正に準じまして関係条例を改正し、整備を行うものでございます。

今回の給与条例改正におきまして、令和2年12月期の期末手当の受給権が発生する支給基準日が12月1日であることから、当該基準日より前に本条例改正を行う必要がございます。

理由といたしましては、支給基準日の12月1日以降で条例改正とした場合は、期末手当支給割合の削減に伴う支給額の減額を遡及しての適用は、法令等の不利益不遡及の原則からできないことから、本臨時会での提案をしたところでございます。

なお、今回の人事院勧告による国の給与改正に伴い、国から地方公務員についても地方公務員法の規定に基づき、国に準じて支給基準日の12月1日までの給与条例改正を要請されているところでございます。

主な改正内容でございます。

期末手当の改定でございます。

本条例改正案の第1条及び第2条に関しましては、西原村一般職の給与に関する条例の一部改正です。

今回の給与条例の改正は、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じて、一時金の年間支給割合を現行4.5月分から4.45月分とするため、令和2年12月期の期末手当の支給割合を現行1.3月分から0.05月分引下げによる1.25月分に改正するとともに、令和3年4月1日以降に支給されます6月期及び12月期に支給されます期末手当の支給割合を、それぞれ1.275月分に改正するものでございます。

本条例改正案の第3条及び第4条に関しましては、西原村長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正でございます。

当該条例中に引用されております一般職の給与に関する条例第19条第2項中の支給率を引用している条文につきまして、本条例改正案第1条及び第2条の改正との整合性を図る必要があるため、同様に改正するものでございます。

施行期日は、第1条及び第3条の規定は公布の日から施行とし、第2条、第4条の規定については、令和3年4月1日から施行といたします。

参考資料といたしまして、新旧対照表を添付しております。

以上でございます。ご審議方よろしく願います。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

4番、堀田議員。

○4番議員（堀田直孝君）4番議員、堀田です。

今回の改正は期末手当ということで、勤勉手当のほうは現行のままということかと、これが1点目と、この改正により差額はどれだけ発生するかお尋ねいたします。

○議長（山下一義君）総務課長。

○総務課長（須藤 博君）お答えいたします。

今回の改定、人事院勧告につきましては、勤勉手当のほうの勧告は盛り込まれておりませんでしたので、今回、改定対象とはしておりません。

金額につきましてでございますが、当初予算との対比ということで、あくまで概算という形で出しておりますが、約120万円の削減となる見込みでございます。

○議長（山下一義君）よろしいですか。（「はい」の声）ほかに質疑ござい

せんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(山下一義君) 質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(山下一義君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第102号、西原村一般職の職員の給与に関する条例及び西原村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(山下一義君) 全員起立であります。

よって、議案第102号は原案どおり可決されました。

以上で、本日の議事日程及び会期日程は全部終了しました。

これをもって閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(山下一義君) 異議なしと認め、これをもって令和2年第4回西原村議会臨時会を閉会します。

午前10時11分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

熊本県阿蘇郡西原村議会議長 山 下 一 義

5 番議員 坂 本 隆 文

6 番議員 中 西 義 信